

組合員各位

全国海運組合連合会

MARPOL条約付属書Vの改正に伴う船舶発生廃棄物の処理について

平成25年1月1日より標記条約の国内法化による「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（海防法）の改正法が施行され、船舶からの発生廃棄物は原則的に海洋投棄が禁止（罰金1,000万円以下）されることは、ご既承の通りです。（2枚目 〔MARPOL条約付属書Vの改正に伴う補足 参照〕）

しかしながら、その周知及び陸揚げ等受け入れ体制につきましては、公共岸壁を始めとして、遅々として進んでいないのが現状です。

特に廃棄物の陸揚げ処理につきましては、プライベートバース（荷主所有専用岸壁）ではその対応等ある程度進捗があるものの荷主各位及び現場のご担当者等から中々理解を得られず、また公共岸壁では廃棄物の集積場の整備も整っておらず、またそれぞれの地域が定める分別収集の規則に従う必要があり、多いところでは12種類への分別が求められる処もあるとのことで、全国で運航する船舶にとっては大きな負担となります。

総連合会では、環境安全委員会委員長名文書（平成24年12月14日付）にあるように、一部地域で港湾局関係者、港湾管理者、船社等による協議を行いました。が、現状ではオペレーター等を通じた代理店等への依頼により廃棄物の陸揚げ処理を行わざるを得ない状況にあり、過般代理店協会に対しても船舶からの廃棄物処理について協力要請を行った処です。

尚、代理店等への依頼に際しては、同文書の記以下にある項目について事前に代理店等へ連絡しておくことが求められております。

一方、プライベートバースの所有荷主各位に対しても、荷主協会等を通じ総連合会上野会長名（平成24年12月14日付）で協力要請を行っている処ですが、組合員各位よりもオペレーター各位並びに関係荷主各位へ廃棄物の陸揚げ処理を円滑に行うべく協力要請を行って頂くよう宜しくお願い致します。

併せて船舶側で求められる対応として、廃棄物の処理方法等についての船内掲示プラカード（廃棄物の処理方法等明記され、船内数カ所に掲示）並びに「船舶発生廃棄物汚染防止規程」の設置が100総トン以上の船舶に義務付け（従来は400総トン以上の船舶ですが、内容等大幅な改正となりますので、再度設置を求められます。）られることとなりますので、関係船舶へのご周知並びに設置につき宜しくお願い致します。

（現状では、参考として添付した申込書にある商船三井テクノトレード㈱作成のものがあります。）

また長期健康毒性を有する物質（洗浄水）については、現在その物質の特定を行っており、該当物質が特定されるまでの間（今後最大2年間）は、猶予されます。

尚、ご参考までに船主協会が作成したカーゴホールド洗浄水の処理、及び港湾局作成の港湾管理者向けのガイドライン「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン」（国交省港湾局ウェブサイトにも掲載され、基本的改正内容と対応について説明。今後適宜改訂予定）を併せて当連合会ウェブサイトに掲載しておりますので、宜しくお取り計らい下さるようお願い致します。

以 上

MARPOL 条約付属書Vの改正に伴う補足

記

1. 発効日

平成25年1月1日

2. 改正内容（一般海域）

1) 日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出

廃棄物の区分	海防法改正前	改正後(MARPOL 付属書V)
食物くず (料理油は排出禁止)	粉碎：3海里以遠	同左
	その他：12海里以遠	同左
紙屑、木くず、繊維くず、 その他の可燃性の廃棄物	焼却方式、粉碎式：3海里以遠	排出禁止
	その他：12海里以遠	排出禁止
金属くず、ガラスくず、陶磁器 くず、その他の廃棄物	粉碎式：3海里以遠	排出禁止
	その他：12海里以遠	排出禁止
プラスチック類	排出禁止	排出禁止

2) 通常の活動に伴う廃棄物

廃棄物の種類	海防法改正前	改正後(MARPOL 付属書V)
貨物残渣	規制なし	海洋環境に有害でないもの： 12海里以遠
貨物残渣を含まない船艙洗浄水	規制なし	規制なし
動物性、植物性のもの	動物性：12海里以遠 植物性：50海里以遠	動物の死骸：100海里以遠。 植物性は排出禁止
焼却灰及び無機性のもの	50海里以遠	排出禁止
プラスチック類を含む物質	排出禁止	排出禁止
急性毒性・慢性毒性・長期健康 毒性のある洗浄水（洗剤及び添 加物）	規制なし	排出禁止

*改正後は、排出は航海中に限る（貨物残渣を含まない洗浄水を除く）

上記に記載のないものは全て排出禁止となる。

海洋環境に有害な貨物残渣の基準は、急性毒性、慢性毒性、長期健康毒性（把握は当面努力義務）

以上

事務連絡

平成24年12月14日

内航大型船輸送海運組合
全国海運組合連合会
全国内航タンカー海運組合
全国内航輸送海運組合
全日本内航船主海運組合

} 事務局長 殿

日本内航海運組合総連合会
環境安全委員会委員長

MARPOL 条約付属書Vの改正に伴う船舶廃棄物陸揚げ処理について

平成25年1月1日から施行される「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(海防法)の改正についてはご既承の通りです。

特に本船から陸上廃棄物処理業者へ支障なく引渡す方法について港湾局、横浜港港湾管理者、徳山下松港港湾管理者及び関係市環境部担当者、内航船社代表者等の協議に基づき検討を重ねた結果、現地港湾状況を熟知している点から現地指定船舶代理店に仲介してもらうことがベストの方法と考えられるので、貴組合員から指定船舶代理店へ要請をお願いしていただき、その上で、本船発生廃棄物を陸揚げする場合には本船より事前に下記の項目を指定船舶代理店に確認して取り進めるよう貴会員の方々に周知願います。

記

1. 陸揚げ予定港名・日時
2. 廃棄物数量(20L袋数またはKg数)
3. 廃棄物の分類方法(食物くず、瓶、缶、新聞紙等、雑誌、金属類、雑布類、木材くず、陶器、段ボール類等)
4. 現地指定袋必要枚数
5. 廃棄物処理業者名
6. 処理費用
7. 廃棄物処理依頼状

以上

内航総連 第23号
平成24年12月14日

専用岸壁所有荷主様

日本内航海運組合総連合会
会長 上野 孝



拝啓 霜夜の候貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

船舶から発生する廃棄物の陸揚げ処理に関するご協力依頼について

このたび海洋環境保全の一環とした「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の法令改正が平成25年1月1日より施行され、船舶から海洋への廃棄物排出は一部特例を除き「原則禁止」の厳しい内容となり、船舶で発生する日常生活廃棄物、通常活動廃棄物の殆どを陸揚げ処分することになりました。

従いまして、本船における廃棄物の発生量を従来にもまして減らす努力を基本にした上で具体的な陸揚げ方法として、公共岸壁にて廃棄物を陸揚げ処理する場合は現地船舶代理店の仲介をもとに指定廃棄物処理業者に引渡す方法を、他方、荷主様専用岸壁にて廃棄物を陸揚げ処理する場合は従来と同じように荷主様の指示に基づいた分類等の処理方法にて対応させて頂きたいと考えております。

また新たに陸揚げ対象廃棄物となりました水生有害個体ばら積み貨物残渣及び船艙洗浄水の処理方法につきましては関係省庁及び関係処理業者及び関係荷主様、船主協会等にて最良の方法を検討しているところです。

つきましては、此の度の法令改正に伴う船舶発生廃棄物の陸揚げ処理等に関しまして更に一段の荷主様のご理解とご支援及びご協力を切にお願い申し上げます。

敬具

参考資料1

2012年11月吉日

お客様各位

商船三井テクノトレード株式会社

船舶発生廃棄物に関する印刷物の改訂版発行のご案内

拝啓 時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご高承のとおり、船舶発生廃棄物の不適正な排出は、国際条約（MARPOL73/78 条約附属書V）及び国内法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律—以下「海洋汚染防止法」と略称）によって厳しく規制されております。

この度、同附属書の改正を受け関係法令が2013年1月1日に改正、施行されます。

この改正により、廃棄物の海洋排出が一部の例外を除き、全面的に禁止されることなどから、各船にあっては、船舶発生廃棄物の管理方法として、陸揚げ処理が原則との認識が必要になります。

弊社は、この海洋汚染防止法に基づく「船舶発生廃棄物プラカード」、「船舶発生廃棄物汚染防止規程」及び「船舶発生廃棄物記録簿」の取り扱いを致しております。

今般、公益社団法人 日本海難防止協会殿のご指導を賜り、上記改正を反映したものを改訂版として作成し、別添のとおり販売致します。

皆様におかれましては何卒事情ご理解の上、法令に則った印刷物を船舶内に掲示・備え置き頂き、海洋環境の保全推進にご協力努められるようご案内致します。

尚、本件に関するお問い合わせ先は次の通りです。

問い合わせ先： 商船三井テクノトレード株式会社 営業開発部

担当 桑田(クメダ)

〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ビル6階

TEL：03-6367-5483

FAX：03-6367-5525

E-MAIL：marketing.sales@motech.co.jp

敬具